

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 19 年 11 月 28 日

各 位

1 1 月社長記者会見

1 . 上場投資信託の振替制度移行に係る対応について <資料 1 参照>

2 . 年末年始の行事のご案内 <資料 2 参照>

以 上

上場投資信託の振替制度移行に係る対応について

平成19年11月28日
株式会社名古屋証券取引所

項目	内容	備考
1. 趣旨	上場投資信託については、平成20年1月5日までの政令に定められる日から「社債等の振替に関する法律」(以下「社振法」という。)が適用され、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)においては、同年1月4日から上場投資信託振替制度を開始する予定です。これに伴い、当取引所では上場投資信託について所要の制度改正を行うこととします。	・当取引所における上場投資信託は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。)の受益証券をいいます。
2. 概要 (1) 受益者登録請求が行われる場合の決済日の取扱い (2) 顧客の決済方法等 (3) その他	<p>上場投資信託について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合において、受益者確定の基準日が、当取引所における普通取引が行われた日(以下「当該日」という。)から起算して4日目(休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。)にあたる場合には、当該日の普通取引について、当該日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。</p> <p>・取引参加者と顧客との間の決済は、社振法に基づく口座の振替により行うこととします。</p> <p>・その他、所要の修正を行います。</p>	<p>・振替制度移行時における受益者確定のため、本年12月28日付けで受益者登録請求が行われることから、同年12月25日における当取引所の上場投資信託の普通取引について、5日目の日(決済日：平成20年1月4日)に決済を行うこととします。</p> <p>・保管振替機構における受益者登録請求の取次ぎに係る実務処理は、臨時基準日を設定して行う実質株主通知と同様のものとなります。</p> <p>・国債証券など既に振替制度移行済みの有価証券と同様の取扱いとなります。</p>
3. 実施時期	<p>・(1)については、本年12月下旬の実施を目途とします。</p> <p>・(2)及び(3)については、平成20年1月4日の実施を目途とします。</p>	

以上

平成19年11月28日
㈱名古屋証券取引所

年末年始の行事のご案内

名古屋証券取引所では、「大納会」及び「新甫大発会」を下記のとおり執り行いますので、お知らせいたします。

記

1．大納会

(1) 日 時 平成19年12月28日(金)

午前11時45分～

(2) 会 場 5階名証ホール

2．新甫大発会

(1) 日 時 平成20年 1月 4日(金)

午前8時45分～

(2) 会 場 5階名証ホール

以 上